

## 保健所があなたを支援します

結核、保健所どちらもあまり聞いたことがないかもしれません。

結核は結核菌でおこる病気です。現在では適切に治療すれば治る病気です。

日本では結核予防法という法律で医師が患者を結核と診断すると、保健所に届けることになっています。

この届出をもとに、保健所では担当の保健婦が以下のことを目的として訪問したり、相談にのったりしています。

- ・病気についての正しい知識を持って、きちんと治療を終えて回復できるように
- ・周囲の人たちに正しく理解してもらうために
- ・接触のあった人たちに検診を受けてもらい、患者・感染者を発見し、周囲の人を結核から守るために

また、結核の医療費については公費の負担制度があります。

公費負担の申請は、医療機関で医師が診断内容を記載した申請書に、患者が名前、住所等の必要事項を記入し、レントゲン写真を添えて、患者が最寄りの保健所に提出するか、または医療機関を通じて保健所へ提出します。

保健所には、医師、保健婦、診療放射線技師、栄養士などがおり、結核をはじめとしていろいろな疾病の予防や相談など、健康づくりのお手伝いをしています。

結核についての情報や相談は保健所で受けることができます。

保健所ではあなたの秘密は守られます。

保健所の利用は無料です。

